

令和2年度改訂版!

さらに使いやすくするため に、データを読み込む時間 を短くしました!

カートくんの買い物かなびげ~しょん

- 「消費者の権利と責任」の社会-

解 説 書

(授業展開例・ワークシート例付)





期待される3つの効果

批判的思考力が養える

買い物の疑似体験を通して、 商品を選択する力を養う 消費者の権利と責任の考え方を身に付ける



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、毎年度 Web 版の教材を作成しています。

平成27年度に作成した「カートくんの買い物★なびげ~しょん-『消費者の権利と責任』の社会-」は、「日常の買い物を通じて、商品選択から消費者の権利と責任までを考える」ための教材です。作成にあたっては、「商品の情報を収集・整理し、目的に合った商品を適切に購入できるようになる。さらに消費者の行動が環境や経済に与える影響を考える」ことを目的としました。具体的には、以下のとおりです。

【ねらい】

- 1 販売方法や支払方法が多様化する中、それぞれの特徴を理解し、適切に情報を収集できるようになる。
- 2 目的に合った商品を買うために情報を集め、比較検討できるようになる。
- 3 消費者の権利と責任を理解し、行動することの大切さに気付く。

令和2年度は、キャッシュレス決済の進展や、平成29年に告示された学習指導要領などを踏まえた改訂を 行いました。

【主な改訂点】

- 1 商品を購入する際の支払方法を変更し、QRコード決済とクレジットカード決済を追加
- 2 洋服に記載されている洗濯絵表示を ISO表示に統一
- 3 学習指導要領「技術・家庭編」(家庭分野)の改訂を踏まえ、三者間契約(クレジット契約)の説明(パワーポイント資料)を追加

本教材は、Web 教材の特性を生かし、生徒がさまざまな情報を参考にしながら、商品の選択を疑似体験することを通じて、「消費者の権利と責任」についても学ぶことができるように構成しています。また、主に中学校の授業で活用されることに重点を置き、教員向けの指導者用資料(パワーポイント)と解説書も作成しています。学校での消費者教育がますます重要になる中、本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和3年3月 東京都消費生活総合センター





公益財団法人消費者教育支援センター主催 消費者教育教材資料表彰2017 優秀賞



※「消費者教育教材資料表彰 2017 | Web サイト部門で優秀賞を受賞

目 次

| 1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育 | |
|---|--|
| 2,教材紹介 | |
| 1. Web 版消費者教育読本の使い方2 2. Web 版消費者教育読本及び指導者用資料(パワーポイント)解説のポイント | |
| 3 指導者のための押さえておきたい知識 1. 消費者市民社会と本教材の目標 | |
| 1. 消費者市民社会と本教材の目標 | |
| 4. 授業展開例及びワークシート | |
| 1. 中学校における消費者教育の指導計画例20 2. Web 版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート | |

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成24年12月13日に施行されました。同法の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められ、全ての国民は消費者であることから、誰もが、生涯を通じて、さまざまな場で、消費者教育を受けることができるよう消費者教育を推進することが求められています。

また、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が、平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されます。成年年齢の引下げによって、18歳から親の同意を得ずに、さまざまな契約ができるようになるため、自立した消費者として求められる資質・能力の育成を目指し、将来を担う全ての若者に対して、実践的な消費者教育を行うことがより一層重要となります。

さらに、平成29年3月に告示された小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭 科などで、消費者教育に関する内容の充実が図られました。学校教育では、学習指導要領に基づき、小・中 学校の社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科等を中心に、児童・生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育 に関する内容を指導することが求められています。

中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月告示)の中では、社会の公民的分野及び技術・家庭の家庭分野において、次のような消費者教育に関わる内容が記述されています。

中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)における消費者教育に関する主な内容 (社会科〔公民的分野〕)

- ・ 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを 守ることの意義及び個人の責任について理解すること。
- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。
- ・現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。(「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。)

(技術・家庭科 [家庭分野])

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。(クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。)
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解する こと。
- ・ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。
- · 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した 消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

(「文部科学省における消費者教育の取組について」文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 [平成30年4月26日] 平成30年度 都道府県等消費者行政担当課長会議 資料13を基に作成)

2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み

東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン(第4次)」(平成31年3月)において、「基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育」の中の「施策展開の方向性⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します」として、「消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる社会の形成者として必要な資質・能力を育成」することを示しています。具体的には、学習指導要領において位置付けられている消費者教育に関する内容について、全ての学校でその意義を踏まえた適切な指導が行われるよう指導・助言するとともに、一層の充実を図るため、東京都消費生活総合センターが作成した教材や外部講師の活用を推進しています。

1.Web 版消費者教育読本の使い方

批測的思考

買い物の疑似体験を通して、商品を選択する力を養う



概要

活用例

夏休みの読書感想文の課題図書『吾輩は猫である』を、1,000円以内で購入します。

①大型書店、②リサイクル店、③ (町の) 本屋、 ④ネットショッピング、の4つの販売方法の特徴を を比較検討し、自分なりの考えで選択し、購入しま す。商品の情報や支払方法に応じて、自ら考えなが ら、販売方法を選択する力を養います。

【キーワード】 支払方法、販売方法、電子マネーの注意点、 ネットショッピングの注意点、二者間契約と三者間契約

授業展開例付 →解説書 P22

00

2

どこで本を買う?

どのTシャツを



①「普段着用」、②「運動用」、③「ボランティア活動のユニフォーム」、④「移動教室用」などの目的と予算を、Web上のくじで決定します。

設定された条件の範囲内で、4種類の T シャツを 比較検討し、自分なりの考えで1つの商品を選択し ます。表示から商品の背景まで考えた、奥行きのあ る思考力を養うことができます。

【キーワード】 品質表示、洗濯絵表示、縫い目、環境に関するマーク

のう どのドライヤーを 買う?



3つのタイプのヘアドライヤー(値段はすべて 4,000円)を、安全性や機能性を比較検討しながら、 自分なりの考えで1つの商品を選択します。製品安 全や機能面から、選択の理由を考える学習が可能で す。



【キーワード】安全性、機能性、保証書、安全に関するマーク

「時間がないから1ステージだけ」、「必要な内容をまとめた前半だけ」、「消費者の権利と責任に絞ってまとめだけ」、など、それぞれの先生の授業計画に合わせて、必要な場面だけを使った授業が可能です!



ぼくが 案内するよ!

ガイドロボット **カートくん**

本教材は、消費者教育を目的とした使用に限ります。営利を目的とした使用は一切禁止します。 指導者用資料(パワーポイント)の利用については、現在提供している画面の改変はしないでください。 「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



期待される3つの効果

力が養える

消費者の権利と責任の考え方を身に付ける

トップへ

なんで不具合が

戻る

出たのかな。

-ラブル 君ならどうする? が起きたとき 概 要

批判とは「**クレーム**」とは違うよ。 問題点を<mark>追求</mark>していく考え方のことなんだ。

自動送り

活用例

③ 製造者(出版社)に連絡する 他の商品は 大丈夫だった のかな。 いい質問だね。こういうのを「批判的思考」というんだ。

「購入した商品に不具合があった場合、どうする か。」

①何もしない、②販売店に連絡する、③製造者に 連絡する、それぞれの選択肢について、その展開を 具体的に考えます。

単なる「批判」と「批判的思考」の違いについて も学び、消費者の責任についても考えます。



0,0

00

進む

2

T シャツに隠された真実

3

こしょう?ごしよう?

Tシャツに隠された事実 1 児童労働 トップへ 認定NPO法人ACE調べ 1,975円 (79%) Tシャツ2,500円のうち、 小 売 店(粗利) 1,250円(50%) 原料代は25円。 (営業利益) 475円(19%) 00 250円(10%) 販売管理費 縫 製 250円(10%) 紡績・組み立て 220円(9%) 付属品30円(1%) 原料 25円(1%) 自動送り 戻る 進む

【キーワード】契約の基本、批判的思考

「カートくんが持っているTシャツ」を素材に、 商品の背景を考える学習ができます。インドのコッ トン畑で働く生産者の様子を動画で視聴するなど、 概念的なエシカル消費をビジュアルで学習すること ができます。世界に視野を広げながら、「持続可能 な社会」の在り方を考えます。

【キーワード】持続可能、買い物は投票行動、エシカル消費、 フェアトレード、オーガニックコットン、環境に関す るマーク

授業展開例付 →解説書 P24

「ドライヤーから火花が散ってやけどをしてしまっ た」事例を基に、「なぜ事故が起こったのか」学習し、 どうしたら製品事故を起こさないかを考えます。

製品の安全性を通して、消費者には「補償を受け る権利」や、「主張し行動する責任」があることな どを学習できます。

【キーワード】製品事故、誤使用、取扱説明書、製造物責 任法 (PL法)、製品安全に関するマーク、消費生活セ ンター

授業展開例付 →解説書 P26

断線しかかった状態で電気を流し続けると、火花が散るんだ。 火花が散った後、電源コードの中の銅線は溶けてしまってい るんだ。 銅の溶ける温度は? 2. 消費生活センタ-消費生活センターです。 どうされましたか。 ドライヤーから火が出て、手にやけど をしてしまいました。 取扱説明書を読んで、正しく使ってい たんです。

火花が散った後の電源コードがどうなったのか見てみよう。



各ステージで学ぶ「消費 者の8つの権利と5つの 責任」を、まとめて学習す ることができます。

2.Web 版消費者教育読本及び指導者用資料 (パワーポイント) 解説のポイント

(1) ステージ 1 どこで本を買う?

| 項目 | 授業の流れ | 授業の進め方と指導のポイント |
|---------------------|---|---|
| ワークシート | 1. 次の商品をどこで買うか考えましょう。 以下の選択肢から選んだ商品1つに○を付け、思いつく販売方法を Тシャツ、ジュース、シャーブペン、 (Tシャツの、 シューズ、その他 () カタログ販売 | T シャツ、ジュースなど身近な商品をどこで買うかワークシートに記入させます。 意見交換をさせ、「これから販売方法と支払い方法の授業をする」ことを伝えます。 |
| | | P23 ワークシート参照 |
| Web 版消費者 教育読本 | お店を比較して、どこで本を買うのか決定しよう。 ② 大型書店 ③ リサイクル店 ② 本屋 ② ネットショッピング | 夏休みの課題図書「吾輩は猫である」を、4つの 店舗を比較して購入するように伝えます。 |
| | ララを見る 本を開く 猫である 石 | 4 つの店舗について 本を開く う55を見る をクリックしながら必要な情報を収集し、ワークシートに書き込むように伝えます。 (情報の一覧表は別シートとして配布することも可能です。) |
| | CCC本を買う? > 大型書店 | での店で買う をクリックすると、支払方法を選べます。お店によって、現金、図書カード、電子マネー、QRコード決済などが選べるようになっています。 ワークシートに各店舗の情報を記入し、整理するよう助言します。本を購入したら、選んだ理由を記入するように伝えます。 P23 ワークシート参照 |
| 指導者用資料 (パワーポイント) | ◆ 東京都消費生活総合センター クレジットカードの仕組み(三者間契約) 消費者 販売店 | 画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出し、販売方法や支払方法、それぞれの特徴 を解説します。 |
| | 後から支払いまーす。 のののではないな を対する私が立て替えます。 | 改訂時に、二者間契約と三者間契約の解説を追加しました。 |
| | 必ず支払ってくださいね クレジット会社 「クレジット会社が買い物代金を立て替えて支払う」からなんだ。 | P23 ワークシート参照 |
| ワークシート | た舗販売と無店舗販売の特徴(メリット・デメリット)を書きましょう。 | ワークシートの()に答えを記入させます。 |
| | デメリット ・ 営業時間に行かないと、購入できない。 ・ ・ 透信販売は、店員から説明してもきない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | P23 ワークシート参照 |

(2) ステージ 1 トラブルが起きたとき君ならどうする?

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。



(3) ステージ2 どのTシャツを買う?

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。

項目 授業の進め方と指導のポイント 授業の流れ 1. 次の商品を買うときに、どのような情報を基準に選びますか。 ワークシート T シャツ、アイスクリームなど中学生がよく買う 以下の選択肢から選んだ商品1つに〇を付け、選択の基準をすべて書きましょう。 商品を取り上げ、商品を選択する基準をワーク Tシャツ、アイスクリーム、 (筆箱) その他() シートに記入させます。 しまえる量の多さ、デザイン(かっこいい、かわい) Web 版消費者 Web 版読本を見て、ショッピングストアで、目 体育祭で着るおそろいの 教育読本 的に合ったTシャツを購入するように伝えます。 Tシャツを買う。 予算 3000円 目的は、Web 上のくじで決定します。 ::::: 目的に合ったTシャツを 購入してね。 00 衣料品売り場へ ガイドロボット カートくん Tシャツは、セール品、快適サラサラタイプ、ベー 4 エシカル /環境社会配慮型 2 快適サラサラタイプ 3ベーシックタイプ シックタイプ、エシカル(環境社会配慮型)の4 連載吸湿 世界初の新技術 種類です。 それぞれの T シャツについて 見る 2 快適サラサラタイブ Xとじる をクリックしながら必要な情報を収集 し、ワークシートに書き込むように伝えます。(情 報の一覧表は別シートとして配布することも可能 です。) P11 一覧表参照 友だちの 評判 比較 Tシャツを購入したら、選んだ理由を記入するよ うに伝えます。発表したり、話し合った後、気付 いたことを書くように伝えます。 画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを 指導者用資料 東京都消費生活総合センター (パワーポイント) 映し出し、一覧表を見ながら情報を整理したり、 取り扱い絵表示 必要に応じ、既製服に記載されている組成表示、 1,800円 取り扱い絵表示などを解説します。 值段 このTシャツの取り扱い 色 どういう意味かな? サイズ S/M/L 40 酸素系の漂白 アイロンが ドライクリー 日陰の吊り タンブラー乾燥 剤のみ使用可 かけられる。 ニングでき 干しがよい。はできない。 能。 (110 \circ cまで) ない。 家庭洗濯 (洗濯機、手洗い) 5. 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを書きましょう。 ワークシート 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かし たいことを記入させます。 環境配慮型を選ぶのが一番良いとも思ったけれど、目的によっては別のタイプのう よい場合があると感じた。洗濯表示の意味がよく分からなかったので、家に帰った いる洋服のタグをよく見てみたいと思った。

(4) ステージ2 Tシャツに隠された事実

| 項目 | 授業の流れ | 授業の進め方と指導のポイント |
|------------------|--|--|
| ワークシート | 1. 「持続可能な社会」を実現するために、必要な事柄は何かキーワー 環境に優しい生活、省エネルギー、ごみを出さない生活、地球温暖化防止、リサイクル など | 「持続可能な社会」を実現するために必要な事柄は何か、キーワードをワークシートに記入させます(複数可)。 P25 ワークシート参照 |
| Web 版消費者 教育読本 | 流通 1,975円 (79%) 小 売 店 (租利) 1,250円(50%) メーカー (営業利益) サイドラ田(19%) 製品原価 525円 (21%) 販売管理費 250円(10%) 経 製 250円(10%) 経 製 250円(10%) 活摘・組み立て 220円(9%) 付属品30円(1%) 原料 25円(1%) | Web 版読本を見て、各項目のキーワードをワークシートに記入しながら進めるように伝えます。 価格が同じ商品でも、その内訳は企業の努力や考え方で変わってくることを説明したり、カートくんが選んだTシャツのように、商品の原料代が約1%という商品があることを紹介したりして、Tシャツに潜む問題点を考えていきます。 |
| | 原料はどこでどうやって作られるのだろう? T シャツのルーツを探ろう! レビデオを観る | ビデオでは、インドの児童労働の様子、農薬による問題点について学習します。 |
| ワークシート | 5. これまでの「消費生活と環境」の学習を振り返り、「持続可能な社会を実践するために、これから自分ができることを書きましょう。 私は今まで省エネを心がけてきたが、今日の学習で自分が購入している商しれないことを初めて知った。これからは商品を買うときに、フェアトレート | 「持続可能な社会」の構築に向けて、自分や家族、企業ができることは何か、各班で話し合わせます。 |
| Web 版消費者 教育読本 | フェアトレードは、発展途上国の生産者が世界中の企業と 対等に取引をする「公平な貿易の仕組み」なんだ。 「エシカル消費」の1つに、フェアトレード商品を買うことも含まれる。 | ワークシートの答えを解説しながら、必要に応じて、フェアトレード、オーガニックコットンについて解説します。 |
| ワークシート | 4. 発表したり、話し合った後、気付いたことを書きましょう。 もしかしたら、自分たちが着ているTシャツを製造している人が農業で健康を崩 フェアトレードの商品を買うことは、製造者に正当な賃金を支払うことができる。 フェアトレードの商品は高いと聞いた。お小遣いで買えるか心配だと思った。 | 身近な「消費生活と環境」の学習を振り返り、総まとめの感想を記入させます。 P25 ワークシート参照 |

(5) ステージ3 どのドライヤーを買う?

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。

項目 授業の流れ 授業の進め方と指導のポイント ワークシート 1. 次の商品を買うときに、どのような情報を基準に選びますか。 自転車、ドライヤー、日焼け止めクリームなどの 以下の選択肢から選んだ商品1つに〇を付け、選択の基準をすべて書きましょう。 中学生に身近な商品を取り上げ、商品を選択する 自転車」ドライヤー、電子辞書、日焼け止めクリーム、制汗シート、その他(基準をワークシートに記入させます。 価格、家族のアドバイス、お店の人のアドバイス、友だちが乗っているから 機能(ギアチェンジができる)、デザイン(ハンドルの形、流行のフレーム) Web 版消費者 Web 版読本を見て、家電ストアで、ドライヤー トップへ 3 どのドライヤーを買う? > 美容家電売り場 教育読本 を購入してくるように伝えます。 ヘアドライヤーを比較して、どれを買うか決定しよう。 乾かすだけでつやつやすべすべ。 人気のおしゃれなシンプルデザイン。 濡れた髪を乾かす時間が半減する HIGHパワー!しかも静音! 4.000 m 詳しく調べる 株式会社〇〇電 選択しなおす それぞれのドライヤーについて見る 価格:4,000円 重さ: 450g 機能性 Cタイプ **X**とじる 消費電力 風量·温度調整 機能性 保証書 をクリックしながら必要な情 1200W 風量 TURBO-HIGH-LOW 報を収集し、ワークシートに書き込むように伝え 温度 HOT-COOL ます。(情報の一覧表は別シートとして配布する プロテクタ ことも可能です。) 送風音 TURBO使用時 65dB P11 一覧表参照 保証書 機能性 ◆○回転 比較 ¥購入しました。 ドライヤーを購入したら、選んだ理由を記入する ように伝えます。発表したり、話し合った後、気 この商品を選んだ理由を考えてみよう。 付いたことをワークシートに記入させます。 保証書 日より**1年間** 保証対象 本体 ●宣伝文句 • 性能 ● 安全性 • 取り扱いやすさ トップにもどる Cタイプ 画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを 指導者用資料 (パワーポイント) 映し出し、一覧表を見ながら情報を整理したり、 必要に応じ、安全に留意した商品の選び方などを 価格 解説します。 吸込口と吐出口 機 宣伝文句 消費電力(W) 1200 3段階/COOL有 風量/温度調節 3段階/COOL有 HOT-WARM-COOL有 52(TURBO使用時) 音量(dB) 50(TURBO使用時) 65 (TURBO使用時) 4. 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを書きましょう。 ワークシート 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かし たいことを記入させます。 今日の授業で勉強するまでは、ドライヤーについては重さと値段くらいしか。 安全に関するマークがあることも初めて知ったので、これからは商品のかって でなく、マークや安全性についても考えて選ばないといけないと思った。

(6) ステージ3 こしょう (故障)?ごしよう (誤使用)?どうしよう!!

項目 授業の流れ 授業の進め方と指導のポイント 指導者用資料 生活の中で「ヒヤリ・ハット」した事例がないか (パワーポイント) 電子レンジから火が出た! 思い出させます。 2枚の写真を見せながら、「正しく使用することが 重要である」ことに気付かせます。 Web 版消費者 Web 版読本「どうして事故が起こるのか考えて 電源コードから火花が散る(スパーク) みよう」を疑似体験しながら、事故の原因や事故 教育読本 実験映像を見てみよう。 が起こらないためにはどうしたらよいか、ワーク シートに記入させます。 ビデオを観る P27 ワークシート参照 NITE提供 ドライヤーの使い方(1分58秒) 絵合せゲーム Web 版読本「企業の責任を考える」を見ながら、 自転車 商品とマークの正しい組み 各項目のキーワードをワークシートに記入させま 合わせはどれかな? 商品を当てはまるマークま す。 で動かしてみよう。 **活** おもちゃ 英語で言うと…… 日焼け止め P27 ワークシート参照 Safety 00 Web 版読本「君の力で社会を動かす」の「消費 消費生活センターに同じような情報が集まると、国や自治体が、 生活センターに相談してみよう」を見ながら、自 00 同じような事故を防ぐために、対策を立てるんだ。 分ならどうするかワークシートに記入させます。 滑り台でフードの ドアノブにフード ひもがひっかかり、 P27 ワークシート参照 さらに数年後 のひもが引っかか 首が締まって入院 ってヒヤッとした わたしもヒヤッとしたよ。 したんです。 画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを 指導者用資料 5. 「消費者の権利と責任」の歴史や内容について、() に当てはまる言葉を 映し出し、消費者の権利と責任を解説します。 (パワーポイント) (ア)「消費者の権利と責任」は、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの(際消費者機構(CI)による「消費者の8つの(権 利)と5つの(責 任)」 ワークシートの()に当てはまる言葉を記 日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの(権利)」が 入させます。 (イ)8つの権利とは、(安全)を求める、知らされる、選択する、(意見)を反映さ (消費者教育)を受ける、生活の基本的ニーズが(保障)される、健全な 権利である。 (ウ)「消費者の5つの(責 任)」とは、(批判的意識) を持つ、(主張し行動 への配慮をする、(環 境)への配慮をする、(連 帯)する責任のことであ ワークシート 今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、 6. 今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために きるのか、考えてみましょう。 責任を果たす」ために、普段の生活でどのような 製品を正しく使うことが、まず一番大切なことだと感じた。それでも事故が 談したり、メーカーや販売店にきちんと伝えて、原因を調べてもらうことも大す ことができるのか、考えさせます。 - _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ を正確に伝えるための行動を起こすことが、自分や家族だけでなく、社会のため P27 ワークシート参照

(7) まとめ 消費者の権利と責任

項目 授業の流れ 授業の進め方と指導のポイント Web 版消費者 「消費者の権利と責任」とは何かを Web 版読本で 教育読本 学習するように伝えます。 消費者の権利とは 消費者の責任とは ⇒消費者の8つの権利 ⇒消費者の5つの責任 ① 批判的意識を持つ 1 安全を求める 2 知らされる 2 主張し行動する 3 社会的弱者への配慮をする4 環境への配慮をする ☑ 選択する 具体的に…… 4 意見を反映させる 5 補償を受ける 5 連帯する 6 消費者教育を受ける ▼ 生活の基本的ニーズが保障される ワークシート ワークシートの()に答えを埋めさせなが)に当てはまる言葉を書きましょう。 1. 消費者の権利と責任について、(消費者の権利とは、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの(権 ら、「消費者の権利と責任」とは何かを説明します。 際消費者機構 (CI) による「消費者の8つの(権 利) と5つの(責 任 れてきた。 日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの(権利) P29 ワークシート⑦参照 Web 版消費者 「消費者の権利と責任」の町に記載された8つの 「消費者の権利と責任」の町 教育読本 権利と5つの責任のうち、学習してみたいところ をクリックして、それぞれの権利と責任の内容を 批判的意識を持つ責任 0 確認させます。 消費者教育を受ける権利 選択する権利 知らされる権利 ステージ1~3の場面で、「消費者の権利と責任」 に関連する部分が再現されるようになっていま 社会的弱者への配慮をする責任 す。 連帯する責任 連帯する責任 環境への配慮をする責任 戻る ワークシート ※①②③④は、ケネディの4つの権利 「消費者の権利と責任」の学習内容をワークシー 消費者の8つの権利 身近な例 トに記入させます。話し合った内容をまとめ、発 ① (安 全)を求める権利 安全なドライヤーを使うことができる。 表することで学級全体への共有化を促します。 ② (知らされる) 権利 本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。 ③ (選択する)権利 いろいろな店やいろいろな商品から、選んで買うことができる。 ④ (意 見)を反映させる権利 ヨーグルトや自動車などの製品が消費者の声を受けて改良される 正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を 負担してもらえる。 ⑤ (補償を受ける)権利 ⑥ (消費者教育)を受ける権利 Web 版消費者教育読本で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。 ⑦生活の (基本的ニーズ) が保 食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。 障される権利 ⑧健全な (環 境)を享受する 農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。 消費者の5つの責任 (批判的意識)を持つ責任 商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。 (主張し行動) する責任 商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。 途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。 (社会的弱者)への配慮をする責任 (環境)への配慮をする責任 環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。 「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口に情報提供することで、ほかの消費者 のトラブル防止につなげる。 (連帯)する責任 3. 「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、 商品を買うときには、どうやって作られてきた商品なのかをよく考えて買うかどうかを決めることが、消費者の責任を 果たすことだと思った。また買った商品で事故が起きたときは、原因をよく調べて、単なる悪口ではない、正確な情報を、 企業や行政に伝えることも大きな責任だと思った。それが自分以外の人たちの役にも立つし、社会を変えることにもつな がると思った。一人ひとりのこうした行動によって、安全な商品を選択したり、環境や生活のニーズが守られる権利につ ながると思う。そのために、消費者教育の教材で学ぶ権利もあるのだと感じた。 P29 ワークシート⑦参照

3. 本(販売方法)、Tシャツ、ドライヤー商品の比較画面一覧表

| 選んだお店に チェックを入れよう | | 大型書店 | リサイクル店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 本屋 | ネットショッピング |
|---------------------|----|--|--|--|---|
| 吾 | 価格 | 800円(税込) | 400円(税込) | 800円(税込) | 800円(税込) |
| 吾輩は猫である | | The second secon | A CONTROL OF THE CONT | Annual of the state of the stat | |
| 吾輩は猫である | 価格 | 800円(税込) | 110円(税込) | 800円(税込) | 800円(税込) |
| 夏目漱石 | | The second secon | | | |
| 支払い方法 | | 現金 図書カード クレジットカード QRコード決済 | 現金 | 現金図書カード | 代金引換 コンビニ店頭支払い ブリペイドカード クレジットカード |

| | □セール品(特別価格) | □快適サラサラタイプ | □ベーシックタイプ | □エシカル(環境社会配慮型) |
|-----------------------|---|--|---|--|
| 選んだTシャツに チェックを入れよう | | | | |
| 価格 | 780円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,500円 |
| 色 | | | ••••••• | |
| | ・ | 汗をかいても役適サラサラ ・吸湿性が当社収集品より20%ア ップしました。 ・洗濯を繰り返すことで若干効果 が現なられた場合が参ります。 (行きせることがあります) 表示者名:△△△会社 | ・洗濯に強く丈夫です。 ・日常着に最適。 ・しっかりとした生地が 汗を吸い取ります ・低価格! 高品質! 表示者名:○●□■会社 | ・ クマ風による歌川、田田県、田田県 日本 (一) マス風による歌川、田田県、田田県 (一) では、 (元) では、 (|
| 裾の縫い方 | 1本針オーバーロック | 三つ折り縫い | スタイプ スタイプ スタイプ スキション・ファック | ethical ethical ethical テープ(ミシンステッチ) |
| 洗濯絵表示 | 組成表示: 縮 100% ② △ △ △ 表示者名:○△◆□会社 | 組成表示: ポリエステル100% ゴ | 組成表示: コットン100% ②/// △ ※ // ○ ※ // ○ ※ 表示者名:○●□■会社 | 相応表示: コットン100% (オープニットン) (オープニットン) (オープニットン) (オープニットン) (オープニットの) (オープニットの) (オープニットの) (オープニットの) |
| 友達の評判 | かわいいデザインだったよ。去年欲しかったものが安く買えたよ。洗濯したら色落ちしたよ。3回しか洗濯していないのに型崩れしてしまったよ。 | ・汗をかいてもべたつかないよ。 ・洗濯すると乾くのが早いね。 ・普通のシャツより薄い感じがしたな。 | 生地がしっかりしているね。定番商品だからいつでも買えるよ。シンブルなものが多いね。もう少し安いと2枚買えるのに。 | ・自然な色が多いけど、他の色も選べるといいな。 ・農薬を使わないから、生産者の健康や自然環境を守ることにつながっているんだって。 |

| | 選んだドライヤーに チェックを入れよう | Aタイプ | Bタイプ ■ | Cタイプ □ |
|-----|------------------------|--|--|-----------------------|
| | / = +⁄2 | / | 4,000円 | T |
| | 価格 | | 4,000円 | _ |
| | プロテクタ | | The state of the s | |
| 安全性 | 安全マークと警告表示 | 本体には 警告表示なし PS E 株式会社○○電気 | S STATE OF S | A 等合 AB ***CORRESO** |
| | 吸込口と吐出口 | 全部 | | |
| | 宣伝文句 | おしゃれなシンプルデザイン | 持ちやすいこだわり設計 | ホコリが入らない安全設計 |
| 機 | 消費電力(W) | 1,300 | 1,200 | 1,200 |
| 能 | 風量/温度調節 | 3段階/COOL有 | 3段階/COOL有 | 3段階/HOT-WARM-COOL有 |
| 性 | 音量(dB) | 50(TURBO使用時) | 52(TURBO使用時) | 65(TURBO使用時) |
| | 重さ(g) | 500 | 650 | 450 |

1. 消費者市民社会と本教材の目標

消費者教育推進法(平成 24 年。以下「推進法」)が制定され、消費者教育が定義されたことの大きな意義のひとつは、個々の消費者の安全・安心から、消費者市民社会の形成への参画という "行動" にまで広がったことにあります。今後は、消費者市民社会という概念、そしてそれに伴う「消費者の権利と責任」を分かりやすく具体的に示していくことが必要であり、本教材の主眼もそこにあります。

(1) 消費者市民社会の形成と学校教育

消費者基本法(平成16年改正。以下「基本法」)は、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的 かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援すること」を定めています。推進法成立までは、 消費者教育は、消費者被害防止や商品安全に関する知識を提供すること等、個人の安全・安心の確保が主な 対象でした。しかし、消費者教育が「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定 義されたことで、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心 を深めるための教育」へと対象が広がりました。学校教育においても、個々の子供たちの「生きる力」を育 むという観点から消費者市民社会への参画を促すことは、有為な社会の形成者を育てるためにも必要であり、 初等中等教育において、学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の充実を反映した授業が期待さ れています。また、令和4(2022)年に施行する民法の成年年齢引下げを踏まえ、高等学校段階までに、契約 に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会 において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を身に付けることが求められています。 さて、「消費者市民社会」という言葉は、推進法で「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性 を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及 び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 する社会」と定義されています。これを受け、「国内のみならず国境を越えた他国の人々や、時間を越えた子 孫のことまで考慮した選択を行うこと」、「社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために 積極的に関与すること」と、消費者教育の範囲も拡大しました。本教材もこの考えに沿ったステージが構成 されています。「自分は被害に遭わないから大丈夫」から「消費生活に関する問題は、自分だけでなく社会全 体の問題」へと、視野を社会全体へ広げ、実践へと導くことが、これからの消費者教育の視点なのです。

(2)消費者市民社会の形成に向けた消費者の行動

国は、消費者市民社会において求められる消費 者像及び消費者教育について、イメージマップ (「消費者教育の体系イメージマップ」)を示して、 ライフステージ(幼児期~高齢者)ごとに、身に 付ける内容(消費者市民社会の構築、商品等の安 全、生活の管理と契約、情報とメディア等)をま とめています。

このうち、他の領域の基盤といえるものが、「消費者市民社会の構築」です。また、この基盤をもとに、他の領域で具体的な行動を学ぶことで、消費者市民社会における消費者像を、より具体的にイメージすることができます。本教材では、「本」、「Tシャツ」、「ドライヤー」を事例に、日常の買い物を疑似体験するなかで商品を選択する背景となる知識を身に付け(各ステージ前半)、さらに、「消費者の権利と責任」へ意識を向ける思考につなげていく(各ステージ後半)構成となっています。

例えば、「商品等の安全」とは、「安全性に疑問

イメージマップにおける中学生期に関する領域の目標

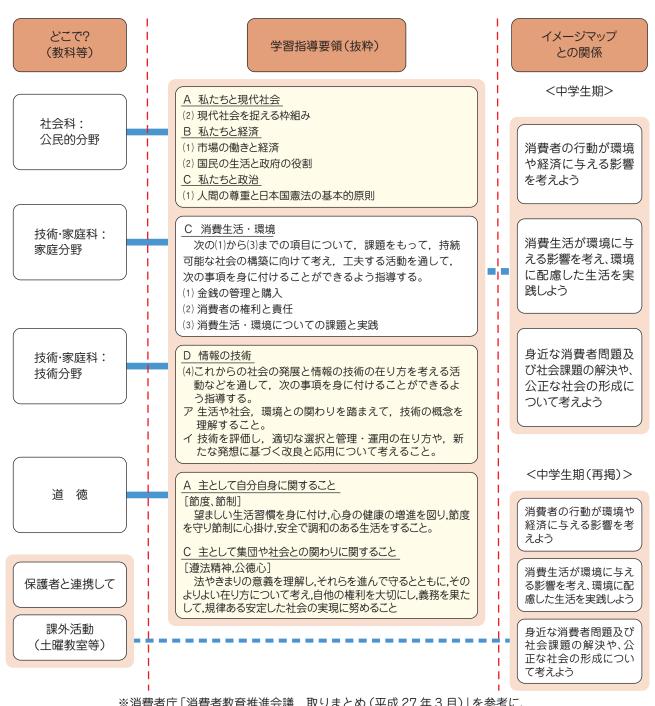
| 社 消 | 消費がもつ影響力の 理解 | 消費者の行動が環境や経済に与える影響を 考えよう |
|------------------|--------------------------|--|
| 会 費 者 市 | 持続可能な消費の 実践 | 消費生活が環境に与える影響を考え、環境 に配慮した生活を実践しよう |
| 築民 | 消費者の参画・協働 | 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、 公正な社会形成について考えよう |
| の商安品 | 商品安全の理解と危 険を回避する能力 | 危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、 使おう |
| 安島全等 | トラブル対応能力 | 販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法 律や制度、相談機関を知ろう |
| 生活のた | 選択し、契約すること への理解と考える態度 | 商品を適切に選択するとともに、契約とその ルールを知り、よりよい契約の仕方を知ろう |
| 契管 | 生活を設計・管理す る能力 | 消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯蓄を計画的にしよう |
| 情報 | 情報の収集・処理・ 発信能力 | 消費生活に関する情報の収集と発信の技術 を身に付けよう |
| 情報とメデ | 情報社会のルールや モラルの理解 | 著作権や発信した情報への責任を知ろう |
| イア | 消費生活情報に対す る批判的思考力 | 消費生活情報の評価、選択の方法について 学び、意思決定の大切さを知ろう |

消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」より抜粋

がある場合には事業者に質問し、トラブルが発生した場合には、事業者に情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する」であり、本教材ではステージ3で「ドライヤー」を事例に学習します。「生活の管理と契約」は、「環境や社会に配慮した商品やサービスを選択する」ことであり、Tシャツの背景に隠された児童労働やフェアトレードを学びます。こうして、各事例における買い物を疑似体験しながら、「消費者の権利と責任」について学習していきます。

また、消費者一人一人は、「情報の受け取り手」であり「情報の発信者」でもあります。つまり、生徒一人一人が消費者被害・トラブルの情報や、製品リコール情報等消費生活に関する情報、環境や社会に配慮した消費の在り方等に関する情報を学び、伝え合うことで、「消費者教育の担い手になる」ということでもあります。本教材ステージ3においても、個人の体験を社会で共有することの大切さを学べるように構成しています。

消費者教育の担い手向けナビゲーション (中学校教員等の場合)



※消費者庁「消費者教育推進会議 取りまとめ(平成27年3月)」を参考に、「平成29年告示中学校学習指導要領 解説 総則編」より作成

2. 消費者を巡る状況と消費者関連法の歴史

日本の消費者問題は、時代とともにその内容も変化してきました。ここでは日本の消費者問題の歴史を振り返り、時代ごとに顕在化した消費者問題と、それに対応した法整備や消費者の在り方などを概観します。

(1) 戦後混乱期(終戦から昭和20年代)

戦後の経済混乱期は、モノ不足や悪性インフレに起因する粗悪品や計量のごまかしなどが横行しました。そのため、「米よこせ風呂敷デモ」「物価値下げ運動」「不良マッチ追放運動」など、生活防衛的・生活維持的な消費者運動が展開されました。政府は、こうしたモノ不足やインフレ対応を主目的に、食料などの配給や物価統制などを行い、独占禁止法、食品衛生法、計量法、規格(JIS、JAS)制定など、物資の安定供給を確保するための法整備を進めましたが、消費者保護を意識したものではありませんでした。

(2) 高度経済成長期(昭和30年代から40年代)

昭和30年に日本経済は戦前の水準を超え、翌年の経済白書は「もはや戦後ではない」と宣言しました。欧米諸国の生産技術の導入による大量消費社会が到来し、"三種の神器"に代表される家電製品が急速に普及しました。その反面、電気洗濯機の普及に伴う合成洗剤の安全性への疑問や欠陥自動車等様々な消費者問題が現れました。また森永ヒ素ミルク事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件等の深刻な食品公害・薬害事件も顕在化しました。製造技術の高度化、生産・販売システムの複雑化は、企業と消費者との情報格差を拡大させました。消費者被害の深刻化や、大量生産による被害の広域化・大規模化もこの時期の特徴です。一方、消費者保護基本法が公布されるなど、消費者行政も一定の前進が見られました。

(3) 社会構造の変化と新たな消費者被害(昭和50年代から昭和63年頃)

この時期は、無店舗販売による販売方法が出現し、百科事典や消火器の訪問販売トラブルが全国的に拡大しました。高額な商品を割賦販売で契約する人が多かったことから、割賦販売法が改正され、日本で初めてクーリング・オフ制度が導入されました。その後もキャッチセールス、アポイントメントセールス、通信販売、ネガティブオプション等の新しい商法が次々と出現します。こうした新しい消費者被害への対応のため、訪問販売法が成立、社会問題化していた訪問販売トラブルへの対策が強化されました。さらには、ねずみ講を禁止する「無限連鎖講の防止に関する法律」(昭和53年)が制定されるなど、時代に即した法整備の進展が図られました。

また高齢化や情報化の進展により社会構造が複雑化したこの時期には、被害総額二千億円と言われた豊田 商事事件(現物まがい商法)のような、金融商品を巡る詐欺的商法が多発しました。さらに「サラ金」によ る過剰な融資及び高金利や過酷な取り立てが、多重債務問題として顕在化。預託法の制定(昭和61年)によ り「現物まがい商法」が規制されるとともに、貸金業規制の法整備等が進められます。

一方消費者の側でも、「過剰包装追放運動」「粉石けん運動」等の草の根運動が多く生じました。国だけで はなく地方行政の消費者部門も充実し、関連法令も多く成立しました。

企業内の消費者関連担当者による消費者関連専門家会議(ACAP)や、日本消費者学会が設立され、消費者問題の研究も盛んとなります。昭和57年には、国際消費者機構により、消費者の8つの権利と5つの責任が提唱されるなど、消費者が一方的に保護される存在から権利と責任を持つ主体へと変化を始めました。

(4) バブル経済の崩壊と低成長下の消費者問題(平成元年から平成 10 年頃)

バブル経済の崩壊に伴い、低成長に陥った経済情勢下で多重債務者が急増、自己破産が平成 10 年には 10 万件を突破しました。また、大手証券会社や生命保険会社の業務停止や廃業、都市銀行の破たんなど消費生活に関する不安な事件が頻発します。一方、製造物責任法(PL法)の制定など、消費者保護の進展も見られました。

(5) 規制緩和と消費者被害の複雑多様化に伴う消費者の位置づけの変化 (平成12(2000)年代以降)

経済のグローバル化の進展を背景に、BSE 問題や冷凍餃子事件等が発生。また相次ぐ食品偽装や耐震偽装、死亡・負傷を伴う重大製品事故の続発等、消費者の安全を揺るがす事件が頻発しました。また不当請求・架空請求の急増、悪質リフォーム事件の発生、大規模投資被害など取引被害も多発。消費者被害の複雑化、多様化が進みました。こうしたことから、規制緩和に伴う環境整備や急増を続ける消費者取引の適正化を目的に、消費者契約法が平成12(2000)年に成立、翌年施行されました。また金融自由化への対応として、個人投資家の保護を図る金融商品販売法が制定。さらに平成16(2004)年、消費者基本法が成立し、消費者政策の基本理念として、保護から自立へと消費者の位置づけが転換されました。一方、消費者市民社会を担う消費者育成を目的に、消費者教育推進法が制定されました。

消費者を巡る状況と消費者関連法整備 年表(戦後から現代まで)

| | 消費者を巡る状況 | 消費者関連法整備 | 大きな流れ |
|--------------------------------|--------------------------------------|--|-----------------------|
| | | 物価統制令公布(S21) | |
| 戦後 | 米よこせ風呂敷デモ(S20) | 独占禁止法公布(S22) | |
| 戦後混乱期 | 物価値下げ運動(S23) | 消費生活協同組合法公布(S23) | モノ不足+粗悪品 |
| 戦後 | | 食品衛生法公布(S22) | の横行 ↓ |
| S | 不良マッチ追放運動(S23) | 農薬取締法公布(S23) | 物価や生活の安定が最優先! |
| 昭和20年代 | 主婦連結成(S23) | 工業標準化法 (JIS法) 公布 (S25) | |
| 代 | 着色料オーラミン使用禁止要望(S28) | 農林物資規格法 (JAS法) 公布 (S25) | |
| | 水俣病発生(S28) | 計量法公布(S26) | V |
| | 森永ヒ素ミルク事件(S30) | | 大量生産+ |
| 高 | 「もはや戦後ではない」(S31経済白書) | 薬事法公布(S35) | 大量消費社会 |
| 高度経済成長期 | キノホルムによるスモン被害発生 | 割賦販売法公布(S36) | |
| 成長期 | サリドマイド販売停止(S37) | 家庭用品品質表示法公布(S37) | 被害の深刻化+ 大規模・広域化 |
| ''' | ニセ牛缶事件(S35年) | 景品表示法公布(S38) | TOUR INTERNAL |
| (昭和30~ | 「 ケネディ大統領 「消費者の 4 つの権利」 宣言(S37) | | ※典本になり手亜州 2 体 |
| ~ 4 0 年 代 | | 消費者保護基本法公布(S43) | 消費者行政の重要性浸透 |
| 代 | カネミ油症事件(S43年) | | 消費者団体の結成+ 消費者運動の展開 |
| (留 社会 | 訪問販売等による契約上のトラブル | 訪問販売法公布(S51) | 高齢化、情報化の進展 |
| (昭和50~平成会構造の変 | 消費者金融トラブルの深刻化 | 貸金業規制法公布(S58) 出資法改正(S58) | 社会構造の変化 |
| (昭和50~平成10年頃) 新たな消費者被害社会構造の変化と | 国際消費者機構 「消費者の8つの権利と5つの責任 (S57) | | |
| 害 | 製品事故の被害者救済 | 製造物責任法(PL法)公布(H6) | バブル経済の崩壊 |
| 金道 | 規制緩和に伴う取引の環境整備 | 消費者契約法公布(H12) | 保護の対象から、自立し |
| (平成12年~)消費者の位置づけ | (取引の適正化) 金融自由化と個人投資家の保護 | 金融商品販売法公布(H12) | た存在としての消費者へ |
|) 転換期 | 消費者の位置づけの転換 | 消費者保護基本法改正(消費者基本法 に改称) (H16) 消費者教育推進法公布(H24) | 消費者市民社会 |
| 州 | | /月頁有获月推進/広公布(HZ4) | |

3. 持続可能な社会とエシカル消費

(1) 製品生産の背景にある人権・環境問題

① 児童労働とは?~インドのコットン生産での現状~

「児童労働」とは、国際条約で禁止されている子供の労働のことで、「15 歳未満の義務教育を妨げる労働や、18歳未満の危険・有害な労働 | をさし ます。世界には約1億5,200万人、10人に1人の子供が児童労働をしており、 その約7割が農林水産業に従事しています(平成29(2017)年、国際労働 機関発表)。児童労働は、私たちが消費する衣料品(コットン)、食品(エビ、 コーヒー、カカオ)、電子機器(鉄鋼物)などの原材料にも関わっています。



インドは児童労働が最も多い国と言われており、児童労働を禁止する法 インドのコットン畑で働く子供たち

律や政策がありますが、十分効果を上げていないのが現状です。インドはコットン生産量が世界で最も多 く、そのコットン生産地での児童労働が問題となっています。ある調査では、コットンの種子栽培での児 童労働者数は、18 歳未満の子供が約 48 万人おり、そのうち約 20 万人が 14 歳以下(義務教育年齢)で、 全ての労働者の25%を占めるとされています(平成27(2015)年、インドオランダ委員会発表)。子供た ちは、受粉作業や綿の収穫のために休みなく毎日約9~13時間働きます。炎天下での長時間労働で、1日 の休みは昼食の30分のみしかありません。有害な農薬が散布される間も、畑で働かせられる時もあります。 賃金はおとなの約6~9割、日給約70~200ルピー(約100~300円)です。

子供が働かなければならない背景は、家庭の貧困などの生産国での問題だけではありません。先進国でコッ トン製品を安く製造・販売するために、原料のコットンが安く買い上げられており、インドなどの途上国 のコットン農家は栽培のために必要な労働者への賃金を十分に払うことができないため、安い労働力とし て子供を雇うという悪循環に陥っています。こうした経済の仕組みにより、グローバルな貧富格差を生み だしてしまっているのです。

② 農薬による影響 ~環境破壊・健康被害・貧困~

コットンの栽培には、化学肥料・除草剤・殺虫剤などの農薬が多く使わ れており、農薬による自然環境や生産者の健康への悪影響、貧困の悪循環 などが問題となっています。農薬を使い過ぎると、土の中の微生物や無害 な虫まで殺して生態系を壊してしまい、土の栄養や保水力などが損なわれ て、作物が育ちにくくなります。加えて有害な農薬が、川や地下水を汚染 して、安全な飲料水を飲むことができなくなってしまいます。



また人の健康への悪影響として、散布される農薬を吸いこんだり、手に 触れるなどして、毎年世界中で約 7.700 万人のコットン農家が農薬中毒に悩まされていると言われていま す (平成 19 (2007) 年、Pesticide Action Network UK 発表)。農薬の危険 性や安全な使用方法がよく知られていないことも要因の一つです。インド のコットン生産地で働く子供の多くは、農薬の影響で、頭痛、吐き気、腹 痛、皮膚炎、呼吸疾患など様々な健康被害を受けています。実際にそれら の健康被害で亡くなった子供もいます(ACE プロジェクト実施地での調査 より)。

さらに、農薬で土壌劣化が進むと、害虫がつきやすくなったり収穫量が 下がってしまい、コットン農家はさらに殺虫剤や肥料などの農薬を使う必 要が生じ、経済的な負担にもなってしまいます。費用に見合った収入を得 られず、貧困から抜け出せない農家が多く、借金苦から自殺に至るケース コットン畑で働き、皮膚病や血液ガンに も報告されています。



罹って亡くなってしまった女子

(2) 問題解決と持続可能な社会へ向けてできること

① インドのコットン生産地で児童労働をなくす「ピース・インド・プロジェクト」

NPO 法人 ACE は、インドのコットン生産地域で、児童労働をなくし住民の自立を支援する「ピース・イ ンド・プロジェクト」を平成22(2010)年から実施しています。コミュニティ全体で児童労働の問題や教育 の重要性について意識を高め、行政と連携しながら、教育環境の改善や親の収入向上などに取り組んでいます。 支援終了後も、住民が自立し、自らの力で問題を改善して、児童労働のない村 にするよう促します。プロジェクトでは、主に3つの活動を行っています。

- 1) 子供の児童労働の保護と教育支援
 - ・児童労働について、住民の意識を高めるための集会や啓発イベントの開催、 家庭訪問による働く子供の親との話し合いなどを行います。また住民や 子供のグループを作り、住民自身が児童労働の見回りや就学徹底ができ るよう推進します。



働くのをやめてブリッジスクールで教育

- ・補習学校「ブリッジスクール」を設置・運営し、働いていた子供が基礎学 を受けられるようになった子供たち 力を身につけて公立学校へ就学できるようにし、また学校環境の改善にも取り組みます。
- 2) 女子の職業訓練・エンパワーメント
 - ・職業訓練センターを設置・運営し、働いていたために教育を受けられなかっ た女子が基礎教育や職業技術を身につけ将来自立できるよう支援します。 また女子のグループを作って女性差別をなくす活動も行います。
- 3) 貧困家庭の親の収入向上・自立支援
 - ・貧困家庭の親が、畜産業や出店などの仕事を得、また貯金制度の訓練を受 けて、収入向上に取り組み、子供の労働に頼らなくてもすむよう自立を 支援します。またコットン農家に技術指導を行い、持続的な農業を推進します。



畜産業で収入向上に取り組む親

<コットン畑の労働をやめて仕立て屋になったマヘシュエリさん>

ナガルドーディ村に住むシャンティさん(15歳)は、家が貧しいためコットン畑 で働いていました。「年齢が高くなってしまい学校には通えない」と考えていました。 しかしプロジェクトで職業訓練センターが始まり、友達が通うのを見て「これなら 私も通いたい」と親と話し合い、通うようになりました。読み書きや縫製技術を学び、 自分で服を作れるようになりました。今は訓練を修了して、家で仕立て屋として収 入を得られるようになりました。「前は畑に出て働くのは大変だったけど、今は家で 仕事ができるようになってうれしい。自分でできることがわかり、自信を持てるよ うになりました。」と話してくれました。



家で仕立て屋を始めたシャンティさん

② エシカル消費の推進のために日本の子供たちができること

児童労働がなく、生産者の労働環境や自然環境が守られているなど人権・環境に配慮された商品の消費 を「エシカル(倫理的・道徳的な)消費」と言い、注目されつつあります。エシカルな商品を選び購入す ることは、その商品や企業へ投票することです。その需要を企業に伝え、企業がエシカルな商品をもっと 生産・販売するようになれば、その結果消費者はさらに買う選択肢が増え、エシカルな消費とビジネスを 推進することにつながります。

例えば、ファッション業界では、「エシカルファッション」が注目を集めています。「オーガニックコッ トン」(農薬を使わずに栽培されたコットン)などのオーガニック素材やリサイクル繊維で衣類・布製品 などを作ったり、使用後も製品の素材が再利用できるように製品化したりするなど、人と自然環境に配慮 して作られたファッションです。商品のタグや商品説明を確認するなどして、これらの商品を購入するこ とも身近にできることです。

また、「フェアトレード」は、開発途上国の原料や製品を、適正な価格で 継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の 生活改善と自立をめざす「貿易のしくみ」です。生産者の買取価格の保証、 児童労働の禁止、有機栽培の奨励などの基準が守られています。日本では、 コーヒー、紅茶、チョコレート、はちみつ、砂糖、バナナ、スパイス、サッ カーボール、衣服、生活雑貨などのフェアトレード商品があります。実際に、ナ支援地でとれたカカオを使ったフェア チョコレートの原料カカオの栽培に児童労働があることを学んだ中学生が、トレード認証付きのチョコレート



平成 27 (2015) 年 1 月より ACE のガー

チョコレートを販売する企業へ「フェアトレードのチョコレートを作ってほしい」と手紙を書いて送った り、また高校生などがバレンタインの時期にフェアトレードのチョコレートを学校や地域で販売したりす るなど、子供たちが行動した事例もあります。身近にある「エシカル」を探して広めてみましょう。

4. 製品の安全性に関する基準

(1) 製造物責任法【PL法 (Product Liability Act)】

例えば、使用中のドライヤーから、突然火が出て大やけどを負ったとします。製造物責任法は、こうした場合に、ドライヤーを製造、加工又は輸入した者(以下「製造業者」という)が損害賠償の責任を負うことを定めた法律(被害救済法)で、平成7年(1995年)に施行されました。被害者(被害を受けた者)が、損害賠償を製造業者に求めるには、裁判所(地方裁判所)に訴え(訴訟)を起こします。裁判所がドライヤー(製造物)に「欠陥」があったことを認めた場合には、製造業者は被害者にその被害額を賠償しなければなりません。

① 製造物責任法の「製造物」とは何か

「製造物」とは、例えば、電気用品(ドライヤー、テレビ、洗濯機など)、消費生活用製品(玩具、自転車、ライター、石油ストーブなど)、食品(飴、牛乳、パン、お菓子など)などの製造又は加工された動産のことです。電気、光、ソフトウェアなどの形のないもの(無体物)や建物などの不動産は「製造物」には該当しません。

② 製造物の「欠陥」とは何か 「欠陥」は、3種類に分類されます。

ア)設計上の欠陥

設計そのものに問題があったために、全ての製造物に一定の不具合がある場合。 イ)製造上の欠陥

設計どおりに製造されなかったために、一部の製造物に不具合があるものが含まれている場合。

ウ) 指示・警告上の欠陥 誤使用や不注意による事故について、取扱説明書や警告表示で使用者に指示していなかった場合。

消費者が製品を使用するにあたって、「正しい使用方法」と「誤使用や不注意な使用方法」に大別できます。ドライヤーを「正しい使用方法」で使っていたときに、ドライヤーから突然火が出て重度のやけどを負った場合には、ア)設計上の欠陥、又はイ)製造上の欠陥に該当すると考えられます。

3. 消費生活センター

製品の欠陥が原因で人や物に被害が生じたときには、PL法により、製造した企業が損害を賠償しなければいけない場合があります。



「誤使用」とは、ドライヤーのスイッチを入れたままその場を離れたことが原因で火災を起こした場合などで、「不注意な使用方法」とは、スイッチを入れたままのドライヤーを足元に落としてしまい、やけどを負った場合などです。ほとんどのドライヤーの取扱説明書には、「電源スイッチを入れたまま、その場を離れない。火災の原因となります。」「落としたり、ぶつけたりしない。感電や発火の原因となります。」と使用上の注意が明記されていますので、「欠陥」には該当しません。ただし、「誤使用や不注意による事故」についての「警告・注意」が取扱説明書に記載されていなかった場合は、それが容易に予見できる使用方法であったとしても、ウ)指示・警告上の欠陥と判断され、損害賠償の対象になる可能性があります。

(2)安全の確保にかかわるさまざまな法律

消費者が生活する上で使用する製品や食品は、消費者の安全確保のための安全規制が行われています。例えば、ボール、バット、玩具、自転車、学生服、ランドセル、ライター、石油ストーブなどは「消費生活用製品」に該当します。これらの消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれがある製品については、「特定製品」に指定され、国の定めた技術上の基準に適合しないものは販売することができません(PSCマーク制度)。ドライヤー、テレビ、洗濯機などの「電気用品」は、「電気用品安全法」により安全確保のために安全規制が行われており、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSEマークがないと販売できません。

消費生活用製品安全法

PSCマークがないと販売できない消費生活用製品(10品目)

乳幼児ベッド、携帯用レーザー 特別特定製品 応用機器、浴室用温水循環器、 P_S ライター C 特 (自主検査+登録検査機関の 検査) 定 製 家庭用の圧力なべ及び圧力が P S ま、乗車用ヘルメット、登山用口 品 -プ、石油給湯機、石油ふろが C ま、石油ストーブ (自主検査)

電気用品安全法

PSEマークがないと販売できない電気用品(457品目)



また、飴、牛乳、野菜などの食品や、食器などに使用する洗浄剤は「食品衛生法」、薬や化粧品などは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で有効性及び安全性の確保、保健衛生上の危害防止のために必要な規制が行われています。

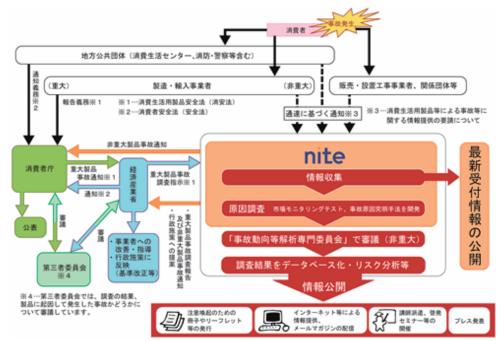
(3)被害情報などの収集・活用

消費生活用製品安全法では、重大製品事故*の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられています。重大製品事故以外の製品事故は、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が情報収集しています。NITE は、事故情報の収集を通じて社会における製品事故を減少させていくという役割を担っています。収集した事故情報に基づき、通知者から事実関係等を聞き取り、事故発生現場の確認や事故品の入手に努めています。また、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して、技術的な調査及び評価を行い、事故原因の究明と事業者の再発防止措置の評価を行っています。

NITE が収集した事故情報の調査結果は、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。調査・分析の状況は、随時、経済産業省に報告し、必要な場合には経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。 なお、公表している事故情報は事故情報データベースで検索することができます。

事故情報データベース https://www.nite.go.jp/jiko/jiko-db/accident/search/

※重大製品事故とは、政令で「死亡事故のほか、治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故及び火災事故」と定められています。



(独) 製品評価技術基盤機構

4. 授業展開例及びワークシート

1. 中学校における消費者教育の指導計画例

(1) 指導計画作成にあたって

「技術・家庭」の家庭分野における3年間の授業時数は、87.5単位時間 (1学年35単位時間 +2 学年35単位時間 +3 学年17.5単位時間) と定められています。学習指導要領(平成29年7月公示)では、「3学年間を見通して、内容AからCの各項目に適切な授業時間を配当する」ように書かれています。

AからCの3つの内容

A:「家族・家庭生活」

B: 「衣食住の生活」

C:「消費生活・環境」

指導計画の作成にあたっては、中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図るとともに、他の内容と関連付けて指導するなど、限られた単位時間数の中で効果的に学習できるよう作成する必要があります。また、具体的な事例をはじめ実験・実習などの実践的・体験的な学習や問題解決的な学習を通して理解させるよう工夫することも大切です。

「消費生活・環境」の配当時間は、「消費生活」5単位時間・「環境」1単位時間で計画するのが一般的です。「消費生活」や「環境」をABの内容に盛り込んだり、関連付けて具体的に学習すると、より効果的です。今回は Web 版教材を活用しやすいように、右表のとおり3年間を見通した指導計画を作成しました。

(2) 学習活動の工夫

学習指導要領では、「各学校が創意工夫して教育課程を編成できる観点や、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに生徒の興味関心に応じて課題を設定できるようにする観点から、地域、学校及び生徒の実態に応じて、創意工夫を生かしつつ、全体として調和の取れた具体的な指導計画を作成することが重要である」としています。

情報があふれる現代で物資・サービスの適切な選択ができるようにするためには、「情報収集、比較検討、 目的に合った商品を意思決定する」という過程を繰り返し経験させることが大切です。

また、「消費者の権利と責任」は通常1単位時間で計画するのが一般的ですが、中学生に身近な事例と関連付けながら3学年を通して少しずつ「消費者の権利と責任」を計画することも効果的です。

(3)本 Web 版教材の活用方法

本 Web 版教材は3部構成で、ステージごとに前半・後半に分かれており、学習内容に応じて必要な部分を活用できる構成になっています。各ステージの前半は、中学生にとって身近な本やTシャツ・ドライヤーを購入する疑似体験を通して、販売方法や商品の情報を収集、比較検討し、目的に合った商品の購入に関する意思決定を学習することができます。ステージの後半では、前半の内容を掘り下げた形で「消費者の権利と責任」について学習することができます。消費者の買い物(購入)は個人の満足を満たすと同時に企業への投票行動であり、企業や社会をも変える力を持っていることにも触れています。

更に、内容 C「消費生活・環境」の「環境」に関わる持続可能な社会の学習にも十分対応しており、必要な場面を抜き出して活用することができます。また、内容 B 「衣食住の生活」の「衣生活」から既製服の表示の種類と意味、取扱い絵表示の学習などにも活用することができます。

本 Web 版読本は一人ずつパソコンを使用して学習を進めることを前提としていますが、使用する教室のインターネット環境に応じて、1 台のパソコンで一斉学習をしたり、班ごとにタブレットを使用して進めることも可能です。

(4) 内容「C 消費生活・環境」に関わる指導内容と本教材の活用例

| | 時 題材名 小題材名 間 | | ステ- | -ジ1 | ステージ2 | | ステージ3 | | まとめ | | |
|------|-----------------------------|-----|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------|------------------|---|------------------------------------|-----------|---|
| | | | 小題材名 | どこで本を買 う? | トラブルが起 きたとき君な らどうする? | どのTシャツ を買う? | T シャツに隠 された事実 | | こしょう(故障)?ごしよ う(誤使用)? どうしよう!! | 消費者の権利と責任 | |
| | | | | | | | 学習項目 | | | | |
| | 消費者としての自 覚を持とう | 1 | ・自分たちの消費生活 について考えよう | | | | | | | | |
| | 販売方法と支払い 方法について知ろ | | ・販売方法の種類と特 徴について知ろう | 0 | | | | | | 0 | |
| | <u>Э</u> | ' | ・支払方法の種類と特 徴について知ろう | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | | | ・商品の選択と購入 について考えよう | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| С | 商品の選択と購入 について考えよう | 1 1 | ・商品購入のための生 活情報の収集や活 用方法を考えよう | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 消費 | | | ・エシカル消費を理 解しよう | | | | 0 | | | 0 | |
| 生 | 消費者トラブルを 解決する方法を考 えよう | | ・契約について知ろう | | 0 | | | | 0 | 0 | |
| 活・環境 | | | ・消費生活のトラブル を理解し予防法や 対処法を考えよう | | 0 | | | | 0 | 0 | |
| 全 | | | ・クーリング・オフの 方法を理解しよう | | | | | | | | |
| 6 時間 | 消費者の権利と責任について考えよ | | ・消費者を支える法律や 制度について知ろう | | 0 | | | | 0 | 0 | |
| | 行について考える | ' | ・消費者の権利と責任 について考えよう | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | ・環境に配慮した消費生活を考えよう(グリーンコンシューマー等) | | | 0 | 0 | | | 0 |
| | よりよい消費生活 を目指して | 1 | ・持続可能な社会に 必要なライフスタ イルを考えよう | | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | | | ・エシカル消費を考 えよう | | | 0 | 0 | | | 0 | |

(参考)

| B 衣 | 日常着の活用 | ・衣服の活用と選び方 | | 0 | | 0 |
|--------|---------|------------|--|---|--|---|
| 食住 | 口帯羊のてした | ・衣服の素材と手入れ | | 0 | | 0 |
| の生活 | 日常着の手入れ | ・衣服の洗濯 | | 0 | | 0 |

(5) 内容「C 消費生活・環境」に関わる本教材の評価規準の例

| | 知識・技能 | 思考力・判断力・表現力 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|------------------|---|---|---|
| 評価規準 | 消費生活と環境について理解し、基礎的・基本的な知識や技術を身に付けている。 | | よりよい生活の実現に向けて、家庭 生活と消費について主体的に取り組 んだり改善したりして生活を工夫し 創造し実践しようとしている。 |
| 学習活動に即した具体的な評価規準 | ○消費者の基本的な権利と責任や自分や家族の消費生活が環境社会に及ぼす影響について理解している。 ○物資・サービスの選択、購入及び活用について理解し、計画的な金銭管理の方法について理解している。 ○物資・サービスの選択・購入及び活用についてではる。 ・サービスの選択・購入及び活用について必要な情報を収集・整理が適切にできる。 | ○物資・サービスの購入について、 自立した消費者としての消費行動 に問題を見いだして課題を設定し、 解決策を構想したり実践を評価・ 改善したりする力を身に付けてい る。 ○環境に配慮した消費生活について、 その課題の解決を目指して工夫し 実践する力を身に付けている。 | ○よりよい消費生活の実現に向けて、 消費者の権利と責任、金銭管理と 購入について関心をもって学習し、 課題に解決主体的に取り組んだり 自分の生活を振り返って改善した りして、工夫し創造しながら実践 しようとしている。 ○自分や家族、地域の人々と協働し て消費生活や環境について、課題 の解決に主体的に取り組んだり、 振り返って改善したりして実践し ようとしている。 |

2.Web 版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート

授業展開例 ① ステージ1 どの本を買う?

●想定する授業スタイル

中学校(家庭 1年生)「商品の選択と購入」の授業 パソコン室 生徒各1台

●小題材名 商品の選択と購入(販売方法と支払い方法)

題材の目標・商品(物資とサービス)の販売方法と支払い方法の種類と特徴を理解する。

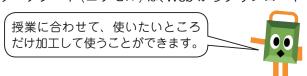
●題材名「商品の選択と購入(3時間)」とのかかわり

| 時間数 | 1 時間 | 1 時間 | 1 時間(本時) |
|------|------------|----------------|-------------|
| 小題材名 | ①商品購入のプロセス | ②生活情報の活用と商品の価格 | ③販売方法と支払い方法 |

●学習指導過程

| 時間 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 | 教材・資料 |
|------------------|---|---|-----------------|
| 導 5 5 分 | ●日常の買い物をどこでする か考える。 | グループごとに、衣服、文具、運動靴、飲み物など購入する身近な商品を決めさせ、買い物する場所が偏らないように発問する。 | |
| 展開Ⅰ | ● Web 版読本で「どこで本 を買う?」を疑似体験する。 | 「夏休みの課題図書」を 4 つの店舗を比較して 購入するように伝える。 ※説明する時は、生徒の PC はロックする。 | Web 版読本 |
| 10分 | | ワークシートに各店舗の情報を記入し、整理するよう助言する。本を購入したら、選んだ理由を記入させる。 | ワークシート |
| 20分 | | 発表者の画面を前に映し、様々な販売方法や支 払い方法の種類や特徴に気付かせる。 | ワークシート |
| | ●販売方法と支払い方法の 種類と特徴を考え、ワーク シートに記入する。 | 販売方法や支払い方法の長所と短所を理解させる。 近年増加傾向にある、通信販売や電子マネーの 利用上の留意点を説明する。 | 指導者用資料(パワーポイント) |
| 展開Ⅱ | | 購入者や購入時期などの条件が変わると、販売 方法や支払い方法の選択の基準も変わることを 理解させる。 | Web 版読本 |
| 10分 | | 消費者には「選択する権利」や「知らされる権利」が保証されていることに気付かせる。 | ワークシート |
| まとめ 5分 | ●学習内容をワークシートに まとめる。 | 販売方法や支払い方法の特徴を理解すること で、購入時の状況に応じたよりよい選択ができ るようになることを伝える。 | ワークシート |

指導者用資料(パワーポイント)、生徒用・解説付ワークシート(エクセル)は、Web からダウンロードできます。



ワークシート ステージ1 どこで本を買う?

月日() 年組

化酒

次の商品をどこで買うか考えましょう。
 以下の選択肢から選んだ商品1つに○を付け、思いつく販売方法をすべて書きましょう。

(Tシャツの場合) スーパー、デパート、専門店、 カタログ販売、ネットショッピング など

2. 夏休みの読書感想文を書くために「吾輩は猫である」を1,000円以内で買ってくることにしました。 Web版読本を見て、4つの店舗から「どこで、本を購入するか」決定しましょう。

| | | , | | |
|-------------|--|---|--|--|
| | 大型書店 | リサイクル店 | 喜 🖈 | ネットショッピング |
| 価格(税込) | 2冊とも800円。 | 110円、400円。 | 2冊とも800円。 | 2冊とも800円。代金引 換の場合手数料200円が かかる。 |
| 支払い方法 | 現金、図書カード、 クレジットカード、 QRコード決済 | 現金 | 現金、図書カード | コンピニ店頭支払い、代金引換、クレジットカード、プリペイドカード |
| 品揃え | 品ぞろえが豊富なの で、欲しい本が手に 入りやすい。 | 欲しい本が必ずあ るとは限らない。 | 欲しい本が必ずあ 欲しい本が必ずあ るとは限らない。 るとは限らない。 | 欲しい本から店を探すこ とができるので、簡単に 店を探せる。 |
| 安心感 (接客含む) | 手に取って見ること ができる。 夏休みの課題図書コ 一ナーがあるので、 本を探しやすい。 | 手に取って見ることができる。 | 店員に気軽に相談 できる。 手に取って見るこ とができる。 | 疑問点を店員に聞くこと ができない。 手に取って見ることができない。 |
| 日 質 | 新品 | 中の | 新品 | 新品 |
| 米の街 (気付いたに) | その他 (気付い) スマートフォンでも買 たこと) える。 | | | 購入までの手続きが複雑。 本が届くまでに時間がか かる。 |

. 以下の選択肢をヒントに、店舗を決定した理由を書きましょう。

| | 品 | |
|-------|-----------|-----------|
| | 安心感(接客含む) | 温ん だ細山 |
| | 品揃え | が悪 |
| 大型書店 | 支払い方法 | |
| 大型 | 自格 | |
| 選んだ店舗 | 情報のヒント | いなん ナン 体却 |
| | | |

| 選んだ情報 | 選んだ理由 |
|-------|---|
| 品揃え | 大型書店は、陳列棚が工夫されていて簡単に本を探すことができるから。品ぞろえが豊 |
| | 富なので、比較して 買うことができるし、欲しい本が確実に手に入りそうだから。 |

4. 販売方法の種類について、あてはまる言葉を () に書きましょう。

| _ | ť | # | # # | 専門店 | デパート | 直壳所 |
|---|---|--------|-----|------------|--------------|--------------------------------|
| _ | Ð | | | スーパーマーケット | コンビニエンスストアなど | など |
| \ | | # # | # | (通信)販売(ネット | トショッピング、テレ | (ネットショッピング、テレビショッピング、カタログ販売など) |
| , | Ķ | 1000 | | 訪問販売 | 自動販売機 | |

5. 店舗販売と無店舗販売の特徴(メリット・デメリット)を書きましょう。

| | 店舗販売 | # | 無店舗販売 |
|-------|----------------------|--------------------|--|
| | ・商品を直接手に取って見ることができる。 | ・店舗に行かなくても、 | ・店舗に行かなくても、自宅で商品を購入できる。 |
| メリット | ・他の商品と比較することができる。 | ・通信販売は、営業時 | ・通信販売は、営業時間を気にせず購入できる。 |
| | ・店員から説明してもらうことができる。 | | |
| | ・店舗がないと、購入できない。 | ・通信販売は、実物を | ・通信販売は、実物を直接見ることができない。 |
| オッシット | ・営業時間に行かないと、購入できない。 | ・通信販売は、店員カ きない。 | ・通信販売は、店員から説明してもらうことができない。 |
| | ・店舗にない商品はその場で購入できない。 | ・訪問販売は、他の商 | ・訪問販売は、他の商品と比較検討できない。 |

()の中に当てはまるカードの名前を書きましょう。

9

| 支払方法 | カードの種類 | 泰 能 |
|------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 前払い | ブリペイド型(電子マネー)、 (図書カード) など | 事前にお金を支払って、付与されたカード金額まで買い物などに利用できる。 |
| 即時払い | (デビット) カード | カード利用と同時に、代金が銀行口座から引き落 とされる。 |
| 後払い | (クレジット) カード | 買い物の後に、代金が銀行口座から引き落とされ る。 |

7. もう一度、ステージ1を見て、「どこで、本を購入するか」考えましょう。ただし、購入条件を変更します。 以下の条件を基に、再度お店を決定しましょう。

| 情報のアント | 価格 | 支払い方法 | 品趟え | 安心感(接客含む) | œ | 斷 | かり街 |
|-----------|------|---|-------------|------------------------|---------------------------------|------|-----|
| 選んだ情報 | | | | 選んだ理由 | | | |
| 愛心 | 新品の本 | □ マルス は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | 「相談しな力 | 、ながら、購入することができる。 | 。 る れ に れ る 。 | | |
| :0 他 | ネット通 | ト通販だと、家に届 | 家に届くまでに時間がた | 背間がかかるので、選択しなかこ | えしな た | いった。 | 0 |

幽

₩

選んだ店舗

)までに購入する

購入時期明後日の誕生日

(兄)のために、

回 8 8. 発表したり、話し合ったりした後、気付いたことを書きましょう。

から街

同じ商品を購入しようとしても、目的や購入時期などが違うと、お店の選択肢が変わってくることが分かった。 支払方法も、現金以外にいくつかの方法から選べることが改めて分かった。店舗販売、無店舗販売にも、それぞ れメリットとデメリットがあることが分かった。

今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを書きましょう。

「本を買う」という単純な買い物でも、目的や購入条件が違ってくると、購入する店も異なってくることに気付いた。購入したい商品の知識が足りないときは、詳しい店員がいるお店を選んだり、その商品をよく知っているときは、品ぞろえの豊富な店や色々な支払方法が選べる店を選択したりするなど、今後は自分の目的に合った店で買い物をしたいと思った。

授業展開例 ② ステージ2 Tシャツに隠された事実

●想定する授業スタイル

中学校(家庭 2年生)「持続可能な社会」の授業 教員用パソコン1台(生徒は端末なし)

●小題材名 持続可能な社会

題材の目標・自分や家族のためだけでなく消費者の行動が社会に影響力を持つことを知る。

・身近な消費者問題や環境問題に対して、消費者として解決のための工夫を考える。

・持続可能な社会に向けて、環境に配慮した消費生活を実践しようとする。

●題材名「商品の選択と購入(3時間)」とのかかわり

| 時間数 | 0.5 時間 | 0.5 時間 | 1 時間(本時) |
|------|-------------|------------|--------------|
| 小題材名 | ①自ら取り組むエコ生活 | ②地域や社会での協力 | ③持続可能な社会に向けて |

●学習指導過程

| 時間 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 | 教材・資料 |
|-----------|---|---|-------------------|
| 導 入 5分 | | 「持続可能な社会」と関連するキーワードをワークシートに記入させ、身近な消費生活が「持続可能な社会」と密接なかかわりがあることに気付かせる。 | ワークシート |
| 展開Ⅰ | ● Web 版読本「T シャツに 隠された事実」を疑似体験 する。 | 各項目のキーワードをワークシートに記入しな がら進めるように伝える。 | Web 版読本 ワークシート |
| 20分 | | ワークシートに記入させるだけでなく、授業を 振り返りながら確認させたり、説明を入れたり して理解を促す。 | |
| 展開Ⅱ | | 自分の意見をまとめワークシートに記入した 後、話し合いをするように伝える。 各班の話し合いの中で、さらに気付きを深める ように助言する。 | ワークシート |
| 20分 | ●各班でまとめ発表する。 ●他の班の発表内容を記入す る。 | 話し合った内容をまとめ、発表することで学級 | ワークシート |
| まとめ 5分 | ●これまでの学習内容をワー クシートにまとめる。 | 「持続可能な社会」の構築に向けて行動を起こすことが重要であることや、その行動が、消費者の責任でもあることに気付かせる。 | ワークシート |

ワークシート ステージ2 Tシャツに隠された事実

月 日() 年 組 名前

1. 「持続可能な社会」を実現するために、必要な事柄は何かキーワードを書きましょう(複数可)。

環境に優しい生活、省エネルギー、ごみを出さない生活、地球温暖化防止、自然環境を守る リサイクル など

2. Web 版読本を見ながら、() に当てはまる言葉を記入しましょう。

| 買い物は投票行動 | 1人の購入は(1票)にすぎないけれど、同じ商品を選ぶ人が(増える)と、その企業の利益が増え、次の企業活動につながる。 価格が同じ商品でも、その内訳は企業の努力や考え方で変わってくる。カートくんが選んだTシャツのように、商品の原料代が約(1)%という商品がある。 |
|-----------------|---|
| Tシャツに 隠された事実 | 安い商品の裏側には、(児 童) 労働の問題や(農 薬) による健康被害などの問題が 隠れていることがある。 |
| 買い物のチカラ | 倫理的、道徳的な消費行動を(エシカル)消費という。また、発展途上国と公平な取引を する貿易の仕組みを(フェアトレード)という。 |

3. 2の問題を解決するために、自分や家族ができること、企業に望むことを書きましょう。

価格だけではなく、製造工程で環境や生産者に配慮した製品を購入するように心がける。

エシカル消費やフェアトレードのことをもっと調べてみる。

企業には、フェアトレードの商品を買えるようにしてほしい。

4. 発表したり、話し合った後、気付いたことを書きましょう。

もしかしたら、自分たちが着ているTシャツを製造している人が農薬で健康を崩しているかもしれない。

フェアトレードの商品を買うことは、製造者に正当な賃金を支払うことができる。

フェアトレードの商品は高いと聞いた。お小遣いで買えるか心配だと思った。

5. これまでの「消費生活と環境」の学習を振り返り、「持続可能な社会」に向けて、環境に配慮した消費生活を実践するために、これから自分ができることを書きましょう。

授業展開例 ③ ステージ3 こしょう(故障)?ごしよう(誤使用)?どうしよう!!

●想定する授業スタイル

中学校(家庭 3年生)「消費者の権利と責任」の授業 教員用パソコン1台(生徒は端末なし)

●小題材名 消費者の権利と責任

題材の目標・身近な消費生活から、「消費者の権利と責任」がどのようにかかわっているかを理解する。

・消費者としての責任を果たすために、自分ができることを考える。

●題材名「よりよい消費生活のために(3時間)」とのかかわり

| 時間数 | 1 時間 | 1 時間 | 1 時間(本時) |
|------|--------------|------------|-----------|
| 小題材名 | 契約と消費生活のトラブル | 消費者を支えるしくみ | 消費者の権利と責任 |

●学習指導過程

| 時間 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 | 教材・資料 |
|------------------|---------------------------|--|-------------------|
| 導 3 5 分 | | 生活の中で「ヒヤリ・ハット」した経験はない か思い起こさせる。身近な製品の事故事例を紹 介し、原因を考えさせる。 | i i |
| 展開Ⅰ | | 商品の取り扱いを間違えると事故につながることを知らせ、説明書や注意書きを読むことの重要性を理解させる。 | |
| 20分 | | 商品を正しく使用していたにも関わらず事故が 起きた場合、消費者には「補償を受ける権利」 があることを伝える。 | Web 版読本 ワークシート |
| | | 消費者を救済する制度があることを学ばせる。 | 指導者用資料(パワーポイント) |
| | ●「消費者の権利と責任」に ついて学習する。 | 消費者基本法について説明し、「消費者の権利 と責任」について理解させる。 | |
| 展開 I 15 分 | 会を動かす。消費生活セン | 消費者の相談窓口(企業のお客様相談室、消費 生活センター等)を紹介し、個々の相談事例が 国や企業を動かすこともあることを説明する。 | |
| | XEPATT IN 7 G G | 消費者の行動が社会を変える力を持っていることに気付き、消費者の責任や行動することの重要性を理解させる。 | |
| まとめ | 費者の権利を実現し、責任 | 商品を正しく扱うことや、製品のトラブルなど 個人の体験を社会に正しく発信していくことが 消費者の権利と同時に責任を果たす行動である ことを伝える。 | ワークシート |
| 10分 | | 自らの問題意識や行動すべき内容を自分の言葉 で整理して、他の生徒に伝えられるようにする。 | |

ワークシート ステージ3 こしょう(故障)?ごしよう(誤使用)?どうしよう!!

月 日() 年 組 名前

1. Web 版読本「火花が散る実験映像」を見て、() に当てはまる言葉を書きましょう。 実験映像では、どうしてドライヤーから火花が散ったのでしょうか。その理由を書きましょう。

理由:コードが断線しかかっているのに、ドライヤーを使い続けたから。

2. 1 のような製品事故を起こさないために、どうすればよいでしょうか。 警告表示や説明書を見ながら具体的な方法を書きましょう。

警告表示に書かれた通り、本体に電源コードを巻きつけない。コードが変形していたら、使用しない。

髪の毛が巻き込まれないように、本体を近づけすぎて使用しない。

電源を入れたままその場を離れない。

- 3. Web 版読本を見ながら、() に当てはまる言葉を書きましょう。
 - (ア)(<mark>製造物責任</mark>)法とは、製造物の欠陥が原因で人や周りの物に被害を受けた場合に、損害を賠償する制度のことである。
 - (イ)ドライヤーで火災事故が起こった時など、(企*)は重大な事故情報を(%) に連絡する義務がある。
 - (ウ)企業のお客様相談室や消費生活センターに相談することは、消費者の(情 報)が集まることでもある。相談という個人の(行 動)が(社 会)を動かす力をもつこともある。
- 4. Web 版読本を見ながら、自分ならどうするかを考えてみましょう。
 - (ア) 自分や家族、友人が、ドライヤーなどの製品を使っていて、「ヒヤリ・ハット」した経験を書いてみよう。 (お母さんが髪の毛を乾かそうとしたら、髪の毛が焦げたと言っていた。やけどをしたかもしれないと思った。)
- (イ)(ア)のようなときに、自分ならどういった行動を取ればよいのか、教材で学んだことを踏まえて考えてみよう。 (家族が間違った使い方をしなかったか聞く。間違っていなかったら、消費生活センターに相談してみる。)
- 5. 「消費者の権利と責任」の歴史や内容について、() に当てはまる言葉を書きましょう。
- (ア)「消費者の権利と責任」は、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの(権 利)」や、1982年の国際消費者機構(CI)による「消費者の8つの(権 利)と5つの(責 任)」などを通して確立されてきた。日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの(権 利)」が明記された。
- (イ)8つの権利とは、(安全) を求める、知らされる、選択する、(意見) を反映させる、(補償) を受ける、 (消費者教育) を受ける、生活の基本的ニーズが(保障) される、健全な(環境))を享受する 権利である。
- (ウ)「消費者の5つの(責 任)」とは、(批判的意識)を持つ、(主張し行動)する、(社会的弱者)への配慮をする、(環 境)への配慮をする、(連 帯)する責任のことである。
- 6. 今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えてみましょう。

製品を正しく使うことが、まず一番大切なことだと感じた。それでも事故が起きた場合は、消費生活センターに相談したり、メーカーや販売店にきちんと伝えて、原因を調べてもらうことも大事だと思った。自分に起きたトラブルを正確に伝えるための行動を起こすことが、自分や家族だけでなく、社会のためにもなることなのだと分かった。



1. 消費者の権利と責任について、() に当てはまる言葉を書きましょう。

消費者の権利とは、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの(権 利)」や、1982年の国際消費者機構(CI)による「消費者の8つの(権 利)と5つの(責 任)」などを通して確立されてきた。

日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの(権利)」が明記された。

2. Web 版読本を見ながら、「消費者の 8 つの権利と 5 つの責任」について () にあてはまる言葉 を書きましょう。

※①②③④は、ケネディの4つの権利

| 消費者の8つの権利 | 身近な例 | |
|--|---|--|
| ①(安全)を求める権利 | 安全なドライヤーを使うことができる。 | |
| ② (知らされる) 権利 | 本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。 | |
| ③(選択する)権利 | いろいろな店やいろいろな商品から、選んで買うことができる。 | |
| ④(意 見)を反映させる権利 | ヨーグルトや自動車などの製品が消費者の声を受けて改良される。 | |
| ⑤(補償を受ける)権利 | 正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を 負担してもらえる。 | |
| ⑥ (消費者教育)を受ける権利 | Web 版消費者教育読本で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。 | |
| ⑦生活の(基本的ニーズ) が保障される権利 | 食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。 | |
| ⑧健全な(環 境)を享受する 権利 | 農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。 | |

| 消費者の5つの責任 | 身近な例 | |
|--------------------|--|--|
| (批判的意識)を持つ責任 | 商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。 | |
| (主張し行動)する責任 | 商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。 | |
| (社会的弱者)への配慮をする責任 | 途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。 | |
| (環 境)への配慮をする責任 | 環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。 | |
| (連 帯)する責任 | 「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口に情報提供することで、ほかの消費者 のトラブル防止につなげる。 | |

3. 「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えてみましょう。



商品を買うときには、どうやって作られてきた商品なのかをよく考えて買うかどうかを決めることが、消費者の責任を 果たすことだと思った。また買った商品で事故が起きたときは、原因をよく調べて、単なる悪口ではない、正確な情報を、 企業や行政に伝えることも大きな責任だと思った。それが自分以外の人たちの役にも立つし、社会を変えることにもつな がると思った。一人ひとりのこうした行動によって、安全な商品を選択したり、環境や生活のニーズが守られる権利につ ながると思う。そのために、消費者教育の教材で学ぶ権利もあるのだと感じた。



過去の教材は HP からダウンロードできます。

▶東京くらし WEB https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

平成 19 年度中学生向け Web 版消費者教育読本 (令和 2 年度改訂版)



令和2年度は、もう一つ改訂 しました! 楽しく学習できます。 キャラクターが充実!漫画も あるよ。



ココタコ

平成 27 年度消費者教育読本作成検討会委員

小谷野 茂 美 東京都青梅市適応指導教室長

本 間 紀 子 四谷の森法律事務所 弁護士

秋 田 博 昭 教育庁指導部義務教育指導課指導主事原 郁 子 品川区立戸越台中学校 主幹教諭

小野田 祥 子 板橋区立志村第四中学校 主任教諭

協力

特定非営利活動法人 ACE(エース)

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)

(公社)消費者関連専門家会議(ACAP)

編集・発行 東京都消費生活総合センター

〒 162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階

Tel 03-3235-1157 Fax 03-3235-1505

東京くらし WEB https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.ip/

デザイン 株式会社セルコ

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-5-2

Tel 03-3409-8923

平成 28 (2016) 年 3 月 初版発行 令和 3 (2021) 年 3 月改訂 第 2 版発行

カートくんの買い物 なびげ~しょん - 「消費者の権利と責任」の社会-

Copyright ©2021 Tokyo Metropolitan Government All Rights Reserved